◎新潟県告示第166号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第９項の規定により、胎内市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業本条地区に係る換地処分をした。

平成26年２月18日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦